

【別記 3】

公の施設の指定管理者のインターネット利用指針

(平成18年1月25日市長決裁)

(改正 令和3年6月14日)

(改正 令和5年4月1日)

(趣旨)

第1 この指針は、市長又は教育委員会（以下、「市長等」という。）が公の施設の管理を行う者として指定した指定管理者のインターネットの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インターネット 世界中にある複数のコンピュータや通信機器を相互に接続することで構築された巨大なネットワークのことをいう。
- (2) ウイルス対策ソフト コンピュータに侵入し、ファイルを破壊したり、電子メールで情報を漏えいさせたりするコンピュータウイルスを検知し、ウイルスを除去したり、侵入を予防したりするソフトウェア等をいう。
- (3) ファイアウォール インターネットを通じて第三者が侵入し、データ又はプログラムの盗み見、改ざん、破壊等が行われることがないように、外部との境界を流れるデータを監視し、不正なアクセスを検出・遮断するシステムをいう。
- (4) ウェブアクセシビリティ 高齢者及び障がい者を含めて誰もがウェブで提供されている情報に容易にアクセスし、利用できることをいう。
- (5) コンテンツ ホームページに掲載する個々の情報をいう。
- (6) W3C ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム（World Wide Web Consortium）のことで、ウェブで使用する各種技術の標準化を推進するために設立された標準化団体をいう。
- (7) 広告配信サービス 自らが広告主を募集することなく、広告の配信を受け、アクセス数等に応じて収入を得ることができるサービスをいう。
- (8) SNS ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）のことであり、ウェブ上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのことをいう。

(インターネットの利用)

第3 指定管理者は、インターネットを利用することができる。

- 2 指定管理者はインターネットを利用する場合、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等を導入して、情報の漏えい、改ざん等について未然に防止する対策に努めることとする。
- 3 指定管理者はインターネットの利用に関し、管理するネットワーク及び情報システム等の情報資産について、情報の漏えい、改ざん等が発生した場合には、ただちに市長等へ報告し、必要な対応を講じなければならない。

(ホームページの開設)

第4 指定管理者は、自ら管理運営する公の施設のホームページを開設することができる。

【別記 3】

- 2 指定管理者は、ホームページの特長である情報掲載の即時性、利用者との双方向性等を考慮し、積極的かつ迅速にホームページに情報を公開するとともに、市民等と情報交換するなど業務運営に活用するよう努めることとする。
- 3 ホームページを開設するサーバースペースは、指定管理者が用意する。ただし、広告配信等を条件に他のインターネット事業者が無料で提供するサーバースペースを利用することはできない。
- 4 ウェブアクセシビリティの向上を図るため、ホームページの開設に使用するHTML、CSS等はW3Cが発表しているウェブ標準に則って記述する。また、音声読み上げソフトへの対応等、全ての人が便利で使いやすいホームページの作成に努めるものとする。
- 5 指定管理者は、ホームページの作成・管理を行う責任者を指名し、市長等へ通知しなければならない。また、責任者を変更した場合、その旨市長等へ通知しなければならない。

(ホームページ作成の指針)

- 第5 指定管理者はコンテンツを作成するに当たり、ホームページ利用者の多様な利用環境を鑑み、W3C等で作成するウェブ標準、日本産業規格(JIS X 8341)、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及びウェブアクセシビリティに関する指針を尊重する。
- 2 Flash、java、javascriptは、必要不可欠な場合を除いて使用してはならない。
 - 3 指定管理者が作成するコンテンツの内容は、自ら管理運営する公の施設の業務の範囲内とする。
 - 4 他の広報媒体に掲載し、又は提供する情報は、原則としてホームページで公開しなければならない。
 - 5 ホームページで個人情報を取り扱う場合は、盛岡市個人情報の保護に関する条例(令和4年条例第38号)及び別記4「個人情報取扱事務に係る特記仕様書」に基づき、適正に取り扱わなければならない。
 - 6 指定管理者以外が有する著作権に十分配慮し、権利を侵害してはならない。また、人物の画像を使用する場合は、肖像権を侵害してはならない。

(電子メールへの対応)

- 第6 市民等から指定管理者に電子メールで送信された提案、要望、意見、苦情及び相談は、原則として14日以内に回答するものとする。ただし、電子メールが商行為、政治活動等を目的としたものである場合は、この限りでない。
- 2 受信した電子メールへの回答において、調整等が必要なため前号の期間内に回答することができないと判断される場合は、その理由を相手にあらかじめ知らせるものとする。

(リンクの設定)

第7 ホームページのリンク設定は、次のとおりとする。

- (1) 外部へのリンクを掲載する場合は、リンク先のホームページの管理者の了解を得ることとし、リンクの部分の言葉は、簡潔かつリンク先の内容が連想できる表現とする。
- (2) 他の機関又は個人が管理するホームページからのリンクは、自由とするが、リンク先は、トップページを原則とする。
- (3) 次に該当するホームページとのリンクは、許可しない。

【別記3】

ア 政治性及び宗教性のあるもの並びに選挙に関係するもの

イ 意見広告、名刺広告等個人の宣伝に類するもの

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）に定める風俗営業広告その他これに類するもの

エ 消費者に不利益を与えるおそれがあるもの

オ 青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）で規制される業種等その他これに類するもの

カ 公序良俗に反するもの

キ 社会問題についての主義主張を行うもの

ク 各種法令等に違反しているもの及び違反行為を助長するおそれがあるもの

ケ その他適当でないと市長等が認めたもの

（動画、音声等の配信）

第8 動画又は音楽を使用したコンテンツを提供する場合は、著作権及び肖像権に十分配慮するとともに、代替情報の提供に努めなければならない。

（広告の掲載）

第9 指定管理者は、ホームページに他の企業等の広告を掲載して収入を得ることができる。

2 広告主の選定等については「盛岡市広告掲載要綱（平成17年2月9日市長決裁）」の第4及び第5並びに「盛岡市広告掲載基準（平成17年2月9日市長決裁）」の第3及び第4の定めに準ずることとし、広告配信サービスによる広告を掲載することはできない。

（SNSの利用）

第10 指定管理者は、自らが管理運営する公の施設の事業等について、盛岡市公式アカウントによるソーシャルメディアからの情報発信を希望するときは、当該施設の所管課を通じて広聴広報課へ依頼することができる。

2 指定管理者が自ら管理運営する公の施設のSNSのアカウントを取得しようとするときは、あらかじめ当該施設の所管課を通じて広聴広報課に協議しなければならない。

（改善指導）

第11 市長等は、インターネットの利用について必要があるときは、指定管理者に対し改善等の指導をすることがある。

（実施期日）

第12 この指針は、平成18年1月25日から実施する。

【別記 3】

盛岡市広告掲載要綱（抄）

（平成 17 年 2 月 9 日 市長決裁）

（改正 平成 27 年 3 月 31 日）

（基本原則）

第 4 市有資産に掲載する広告の基本原則は、消費者の保護、地域の社会及び経済の健全な発展、市民生活の向上等を図るため、次のとおりとする。

- （1）公正で誠実なものであること。
- （2）広告の相手方に不利益を与えないものであること。
- （3）児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- （4）品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- （5）関係法規及び社会秩序を守るものであること。

（広告の掲載範囲）

第 5 次のいずれかに該当する広告は、広告掲載の対象としない。

- （1）政治活動、宗教活動又は選挙に関するもの
- （2）意見広告、名刺広告等個人の宣伝に類するもの
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業に関する広告その他これに類するもの
- （4）消費者に不利益を与えるおそれがあるもの
- （5）青少年のための環境浄化に関する条例（昭和 54 年岩手県条例第 35 号）において規制される業種その他これに類するもの
- （6）公序良俗に反するもの
- （7）社会問題についての主義主張を行うもの
- （8）法令に違反しているもの及び違反行為を助長するおそれがあるもの
- （9）その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めたもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載をすることができない業種又は事業者、広告の内容、その他の広告掲載の適否を判断するための具体的な基準は、市長が別に定める。

【別記 3】

盛岡市広告掲載基準（抄）

（平成 17 年 2 月 9 日 市長決裁）

（改正 平成 21 年 2 月 16 日）

（改正 平成 25 年 5 月 10 日）

（改正 平成 27 年 3 月 31 日）

（規制業種又は事業者）

第 3 次に掲げる業種又は事業者の広告は、広告掲載の対象としない。

- （1）政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）において規制される業種その他これに類するもの
- （3）青少年のための環境浄化に関する条例（昭和 54 年岩手県条例第 35 号）で規制される業種その他これに類するもの
- （4）武器等の製造及び販売に係るもの
- （5）たばこ製品に係るもの
- （6）公営を除くギャンブルに係るもの
- （7）貸金業、投資業又は商品先物取引業に係るもの
- （8）法律に定めのない医療類似行為（整体、カイロプラクティック、エステティック等をいう。以下同じ。）を行う施設
- （9）前各号に定めるもののほか、社会問題を引き起こしている業種又は事業者
- （10）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしたもの
- （11）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしたもの
- （12）市税等の滞納があるもの
- （13）盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成 3 年 9 月 30 日市長決裁。以下「指名停止基準」という。）の規定による指名停止の期間中にある競争入札参加資格者

2 指名停止基準の適用を受ける競争入札参加資格者以外の者で、指名停止基準に規定する措置要件に該当する事実が判明し、当該事実に基づき過去に競争入札参加資格者に対して指名停止が行われた事例があるものについては、市長は、当該事実による指名停止の期間に準じた期間において、その者の広告を広告掲載の対象としないことがある。

3 第 3 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項第 1 号から第 9 号までに規定する業種に属する事業を営む事業者のこれらの業種以外の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認めることがある。

（掲載基準）

第 4 広報紙等に掲載することができない広告の内容及び表現は、次のとおりとする。

- （1）人権侵害、名誉毀損又は各種の差別的な表現をしているもの

【別記 3】

- (2) 法律において流通が禁止されている商品、無認可の商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスの提供に関するもの
 - (3) 他の商品等をひぼう、中傷又は排斥するもの及び他の商品等と比較して優良であると表現しているもの
 - (4) 氏名、写真、談話、商標、著作物等を無断で使用したもの
 - (5) 非科学的又は迷信に類するもので、消費者を迷わせたり、不安を与えたりする恐れがあるもの
 - (6) 誇大な表現をしているもの
 - (7) 射幸心を著しくあおる表現をしているもの
 - (8) 広告の目的又は内容が不明確なもの
 - (9) 根拠のない表示若しくは実績又は誤認を招くような表現をしているもの
 - (10) 商品、材料及び機材の売付けや資金集めを目的としている疑いのあるもの
 - (11) 容易さ及び安価さを強調する表現をしているもの
 - (12) 社会的事情に照らして不適切なもの
 - (13) 売春等の勧誘又はあっ旋の疑いのあるもの
 - (14) 債権の取立て、示談の引受け等を表現したもの
 - (15) 裸体の写真、イラスト等の性に関する表現をしているもの
 - (16) 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長する表現をしているもの
 - (17) 残酷な描写等善良な風俗に反する表現をしているもの
 - (18) 未成年の喫煙、飲酒等を誘発し、又は助長する表現をしているもの
 - (19) 国内世論が大きく分かれているもの
 - (20) 市が商品、企業等を推奨していると明らかに誤認させるもの
 - (21) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - (22) 市の業務に不利益を及ぼす恐れがあるもの
 - (23) その他市長が不適切であると認めたもの
- 2 病院、診療所、助産所等が行う広告には、医療法第6条の5及び6条の7に規定する事項以外は掲載させないものとする。
- 3 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復を行う事業所をいう。）が行う広告には、施術者の技能、施術方法又は経歴及び医療類似行為を掲載させないものとする。
- 4 市その他公共機関等の許認可が必要な業種等が行う広告には、免許番号等を表示させるものとする。
- 5 広告主には、各種法令等を遵守させるほか、公正競争規約及び広告に関する事業者団体等の自主規制についても遵守させるものとする。
- 6 法令等の遵守について疑義がある場合は、広告を広告媒体に掲載しようとする者（以下「応募者」）に対し、主務官庁等への確認をさせるものとする。